

賀茂保育園に係るモニタリングの実施について

1 目的

町は、指定管理者制度導入施設についても、公の施設の設置者として、適正な公共サービスの水準を確保し、これを住民に対し説明する責任を有しています。

これまでも、保育行政を所管する課においては、指定管理者との協定に基づき、賀茂保育園の指定管理者による施設の管理状況等についての協議、確認及び評価を行い、必要に応じて改善に向けた指導や助言等を行ってきたところですが、モニタリングを実施していくことにより、賀茂保育園の適正な管理及び公共サービスの向上を図ることとします。

2 モニタリングの時期

モニタリングは毎年1回実施することとし、前年度における実施状況について4月から6月までの期間に行います。

3 モニタリングに関する根拠

指定管理者導入施設については、適正なサービスの提供を確保するため、地方自治法や三朝町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例等に基づき、事業報告書（以下「事業報告書」という。）や実施調査等により、協定書や事業計画書等に沿って適正に管理運営が行われているか点検、評価し、必要に応じて改善指導等を行います。

4 モニタリングの項目、評価方法

別紙「三朝町指定管理者評価マニュアル」（令和6年4月1日策定）により実施する。

*【注意】令和6年度より5段階で評価します。

5 評価の実施と評価結果の公表、評価結果の取り扱い、評価結果の活用について

別紙「三朝町指定管理者評価マニュアル」（令和6年4月1日策定）のとおり。